

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社カナモト		コード	9678
提出日	2016/1/13	異動（予定）日	2016/1/28	
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	益子 哲郎	社外取締役	○													○	新任	有	
2	野上 善弘	社外取締役	○															有	
3	米川 元樹	社外取締役	○														○	新任	有
4	橋本 昭夫	社外監査役	○															有	
5	辻 清宏	社外監査役	○															有	
6	直井 皖	社外監査役	○													△		有	
7	曾我 浩司	社外監査役														○			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	益子哲郎氏は、当社の取引先であるオリックス株式会社の執行役であります。同社との取引において、その取引額が各々の売上高に占める割合は些少であります。	益子哲郎氏は社外取締役として、その経験や知見に基づき、社内者とは違う視点で経営全般のチェックを行っていただいております。同氏は、当社と通常の取引があるオリックス株式会社の執行役であります。当社の事業内容に精通した人材を選任することで、その役割を果たせるものと考えことから、社外取締役として選任であると考へております。なお、当社は複数のリース会社等と取引をしていることから、同社から特別な影響を受けておりません。また同氏は当社が定めた社外取締役の独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し独立役員として指定いたしました。
2	野上善弘氏は、当社の取引先であるオリックス株式会社の社員であります。同社との取引において、その取引額が各々の売上高に占める割合は些少であります。	野上善弘氏は社外取締役として、その経験や知見に基づき、社内者とは違う視点で経営全般のチェックを行うことを期待しております。同氏は、当社と通常の取引があるオリックス株式会社の社員であります。当社の事業内容に精通した人材を選任することで、その役割を果たせるものと考えことから、社外取締役として選任であると考へております。なお、当社は複数のリース会社等と取引をしていることから、同社から特別な影響を受けておりません。また同氏は当社が定めた社外取締役の独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し独立役員として指定いたしました。
3	米川元樹氏は、社会医療法人北楡会の理事長であります。同社との取引関係はありません。	米川元樹氏は医療機関の経営者として、当社の業界とは異なる経験と知識を当社の経営に生かしていただき、さらなるガバナンス体制の強化を期待し、当社社外取締役として選任であると考へております。また同氏は当社が定めた社外取締役の独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し独立役員として指定いたしました。
4	橋本昭夫氏は、当社が顧問弁護士契約を締結しております橋本・大川合同法律事務所の所長であります。	橋本昭夫氏は社外監査役として、これまで弁護士として培ってきた豊富な経験と知識を当社の監査体制に活かし、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただいております。当社は、同氏が所長である法律事務所と顧問弁護士契約を締結しておりますが、その契約による報酬は少額であり、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定いたしました。
5	辻清宏氏は当社が税理業務の委任契約を締結しております榮光税理士事務所の出身者であります。	辻清宏氏は社外監査役として、これまで税理士として培ってきた豊富な経験と知識を当社の監査体制に活かし、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただいております。当社は、同氏が所属する税理士法人と税理業務の委任契約を締結しておりますが、その契約による報酬は少額であり、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定いたしました。
6	直井皖氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の出身者であります。退職後7年が経過しております。	直井皖氏は社外監査役として、これまで公認会計士として培ってきた豊富な経験と知識を当社の監査体制に活かし、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただいております。また、同氏は監査法人での経験も長いことから、客観的で公正な監査を遂行できると考へております。また、現在、当社と同氏が所長をされている公認会計士事務所とは顧問契約、コンサルティング契約等は一切なく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定いたしました。
7	曾我浩司氏は、当社の取引銀行である株式会社北洋銀行の出身者であり、現在は同行の常勤監査役であります。	曾我浩司氏は社外監査役として、これまで長年の金融機関勤務経験及び同行における常勤監査役としての経験を当社の監査体制に活かし、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただけて考へております。なお、同氏は当社の取引銀行である株式会社北洋銀行の監査役ですが、当社は複数の金融機関等と取引をしていることから、同行から特別な影響は受けておらず、同氏は当社役員との個人的関係はありません。

4. 補足説明

社外取締役の独立性判断基準
<p>1. 当社若しくはその連結子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人、若しくは監査役その他の使用者ではなく、かつその就任の前10年間において当社若しくはその連結子会社の業務執行者ではなかったこと</p> <p>2. 直近3事業年度において当社若しくはその連結子会社からの支払、当社若しくはその連結子会社への支払額が相互にその連結売上高の2%を超える取引先の者又はその業務執行者ではなく、過去3年間においてその業務執行者ではなかったこと</p> <p>3. 直近3事業年度において当社から役員報酬以外に年間平均1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計・法律事務所等の社員等ではなく、その事務所等の総売上高の2%以上の支払を当社若しくはその連結子会社から受けていないこと</p> <p>4. 当社若しくはその連結子会社の取締役、執行役、執行役員又は上記2、3の要件に基づき当社から独立性が確保されていないと判断する者の配偶者又は二親等内の親族ではないこと</p> <p>5. 当社の現在の議決権の10%以上を保有する主要株主又はその業務執行者ではないこと</p> <p>6. 当社若しくはその連結子会社から取締役若しくは監査役を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員ではないこと</p> <p>7. 当社若しくはその連結子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員ではなく、過去3年間当社又はその連結子会社の監査業務を実際に担当した事がないこと</p>

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の間相互に親戚関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～の各項目の表記は、取引先の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。